

社会福祉法人北栄町社会福祉協議会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年11月1日～令和10年10月31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性職員・・・取得率50%以上
女性職員・・・女性職員全体と有期雇用の女性職員それぞれについて、
取得率80%以上

<対策>

- 令和7年11月～ 管理的職員（係長以上）を対象とした研修の実施、対象職員への制度周知・利用促進
- 令和7年11月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）・実施

目標2：常勤職員の一人当たり各月ごとの法定時間外・法定休日労働時間の合計時間数を20%減少させる。

<対策>

- 令和7年11月～ 各部署における所定外労働時間の現状・原因の解析等を行う
- 令和8年 1月～ 代表者会議（係長以上）での問題点の検討
- 令和8年 1月～ 管理的職員への研修を年2回実施及び代表者会による職員への周知